

「わが村は美しくー北海道」運動 運営協議会の設置

平成26年11月

【趣旨】

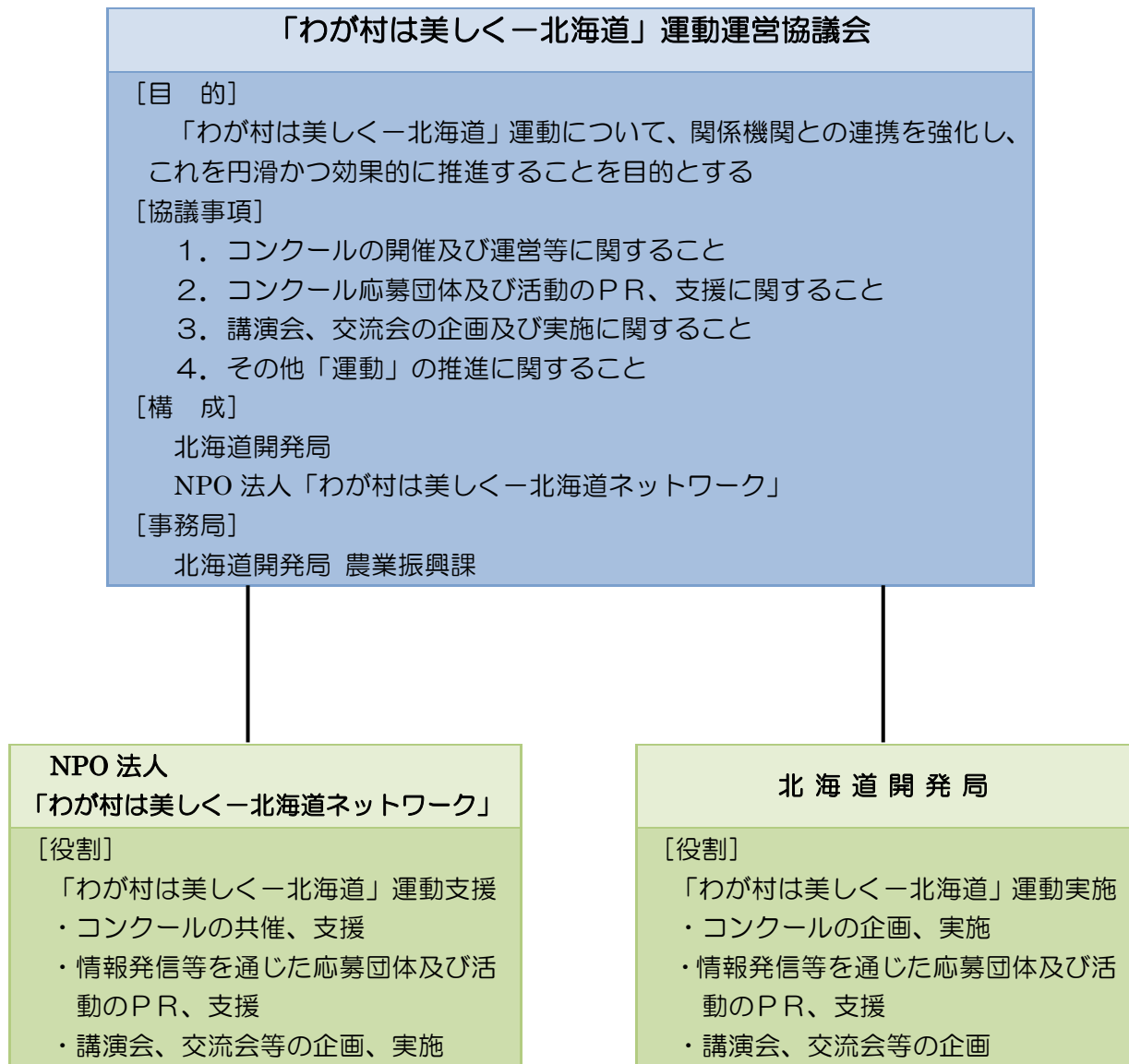
「わが村は美しくー北海道」運動は、コンクールによる表彰を柱として、全道各地における地域が主体となった地域づくりの活動を見出し、情報発信・PR等により支援を行い、この取組を通じて北海道の農林水産業の発展、農山漁村の振興に寄与しようとするものである。

コンクールは、平成13年度に開始後、昨年度の第6回までに926団体（年度の重複を除き658団体）もの多くの団体からの応募を受けており、今年度引続き第7回コンクールを開始している。

今後の取組に向けては、従来同様コンクールによる表彰を柱にしつつ、これまでの多くの表彰・応募団体及びその活動に対する情報発信、支援、さらには団体間の交流等が重要であり、強化していく必要がある。

については、運動を円滑に、かつより効果的に進めるため、推進体制を強化し、「わが村は美しくー北海道」運動運営協議会を設置することとする。

【「運営協議会」の体制等】



「わが村は美しくー北海道」運動 運営協議会 規約

（名称）

第1条 この会は、「わが村は美しくー北海道」運動運営協議会（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、「わが村は美しくー北海道」運動を円滑かつ効果的に推進し、もって北海道の農山漁村の振興に寄与することを目的とする。

（協議事項）

第3条 前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- （1）コンクールの開催及び運営に関すること。
- （2）コンクール応募団体及び活動のPR、支援に関すること。
- （3）講演会、交流会の企画及び実施に関すること。
- （4）その他「運動」の推進に関すること。

（構成）

第4条 協議会は、北海道開発局とNPO法人「わが村は美しくー北海道ネットワーク」により構成する。なお、上記機関以外でも、第2条の目的に賛同し、目的を達成するための活動に取り組む機関は構成員として参加できるものとする。

- 2 協議会の事務局を北海道開発局農業振興課に置く。
- 3 協議会は、協議会の目的を達成するために必要な有識者等を招集することができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長を北海道開発局農業振興課長とし、会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

（協議会の運営）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

（その他）

第7条 この規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、事務局で検討の上、協議会の合意により定めるものとする。

（附則）

この規約は、平成26年11月19日から施行する。